追浜公園ほか２箇所
指定管理者募集要項

令和３年（2021 年）６月

横須賀市環境政策部公園管理課

目　　次

1　施設の目的及び方向性 …… 2
2　施設の概要 …… 2
3　申請資格 …… 4
4　申請の手続き …… 5
5　提出書類等 …… 7
6　候補者の選考 …… １０
7　選考基準 …… １１
8　指定管理者が行う業務 …… １３
9　上記８の業務に付随して行う業務 …… １３
10　管理の基準 …… １４
11　指定期間 …… １６
12　施設の使用料等 …… １６
13　指定管理料 …… １６
14　物品の帰属等 …… １７
15　施設修繕に係る経費 …… １７
16　横須賀市と指定管理者の責任分担 …… １７
17　事業の継続が困難となった場合の措置 …… １９
18　指定及び協定の締結 …… ２０
19　業務を実施するにあたっての留意点 …… ２０
20　事業報告書等の提出について …… ２０
21　事業の引継ぎ …… ２１
22　スケジュール …… ２１
23　その他 …… ２１

≪添付資料≫

資料１　追浜公園ほか２箇所公園及び有料広場管理業務仕様書
資料２　管理運営基準書
資料３　修繕実績
資料４　各種エネルギー等使用状況
資料５　備品明細
資料６　自動販売機売上実績表
資料７　説明会参加申込書
資料８　質問シート

指定管理者募集要項

追浜公園ほか２箇所の指定管理者を次のとおり募集します。なお、本募集には、指定管理者が行う業務に付随して、都市公園法第５条第１項に基づく公園施設管理許可による施設の管理運営に関することも含まれています。

１　施設の目的及び方向性

(1)　目的

追浜公園を始めとする各公園の運動施設及び有料広場は、市民の健康福祉の増進、レクリエーションの振興、生涯スポーツの場を提供することを目的としています。

特に追浜公園は、横浜 DeNA ベイスターズ２軍の本拠地である硬式野球場（横須賀スタジアム）や総合練習場があり、運動公園としての位置付けに加えスポーツ振興、地域経済の振興に寄与する集客施設となっております。

また、市内で唯一の公営ドッグランがある夏島都市緑地には、市内外から犬の飼い主が車で訪れて楽しめる施設となっております。

(2)　方向性

市民の声を出来る限り施設及び有料広場に反映し、施設及び有料広場を有効的に、幅広い年齢層がより多く利用して頂くことで、スポーツ人口の増加に資することを目標に取組みます。

また、運動施設としてだけではなく、公園、広場として憩いの場を提供すると共に、広域避難地としての防災訓練場所や地域のイベント利用など、公園全体が地域コミュニティの一助に付することを目標に取組みます。

ドッグランについては、園内維持と利用者における規約の徹底ができるよう指導し、誰もが気持ちよく安心して利用できることを目標に取組みます。

２　施設の概要

名称・所在地・建物概要など

公園名	所在地・面積	公園及び有料広場の概要と主な管理施設
追浜公園	夏島町２番２ 面積：84,265 ㎡	イースタンリーグの公式戦や高校野球の予選などが行われる硬式野球場のほか、庭球場があり、スポーツを楽しむ公園として親しまれている。園内の硬式野球場は、横浜 DeNA ベイスターズの２軍のフランチャイズ球場となっている。また、横須賀スタジアムに隣接して総合練習場を横浜 DeNA ベイスターズが市の管理許可を受けて管理している。
	指定管理者管理 面積：55,891 ㎡	○指定管理施設 （市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） 硬式野球場１面、庭球場４面、管理事務所、児童広場、駐車場、

		多目的広場（駐車場内の広場） ●公園施設管理許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、既存の公園施設の管理を指定管理者に許可するもの。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） 売店（29.16 ㎡）使用料 38,700 円／月 ◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和４年４月１日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等
夏島都市緑地	夏島町２番26 面積：9,330 ㎡	都市の自然環境の保全を図るために設けられた緑地で、市唯一の公営ドッグラン広場、有料駐車場、第三海堡展示物が整備されている。
		○指定管理施設 （市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） 植樹地、ドッグラン広場、駐車場、第三海堡展示物 ◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第５条第１項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和４年４月１日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等
夏島グラウンド	浦郷町５丁目2931 番地 71 面積：15,209 ㎡	スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための有料広場として、軟式野球１面またはソフトボール２面で使用できる。
		○指定管理施設 （市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） 有料広場(軟式野球１面またはソフトボール２面)、管理人詰所 ◎行政財産目的外使用許可施設 （地方自治法第 238 条の４第７項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うことになります。収支は

		指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和４年４月１日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等

３　申請資格

申請者は次の(1)及び(3)の条件のすべてに該当しなければなりません。複数の団体からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して申請する場合は、次の(2) 及び(3)の条件すべてに該当しなければなりません。

(1)　申請者に関する条件

ア　団体であること（法人格の有無を問わない）。**≪資格事項≫**

イ　団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。**≪欠格事項≫**

(ｱ)　法律行為を行う能力を有しない者
（未成年者などで、後見人、保佐人を必要とするものなど）

(ｲ)　破産者で復権を得ない者

(ｳ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(ｴ)　指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(ｵ)　本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｶ)　国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

ウ　団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団※1及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等※2でないこと。
≪欠格事項≫

※1　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

※2　暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等※3に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3　暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(2)　共同事業体に関する条件**≪資格事項≫**

ア　共同事業体を構成する団体（以下「共同事業体構成団体」という。）の数は２以上とし、それらの共同事業体構成団体の中から代表団体（以下「代表団体」という。）を選出しなけ

ればならない。

イ　共同事業体構成団体のいずれもが、上記(1)アからウの条件を全て満たすこと。

ウ　代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。

エ　申請書提出後の代表団体及び共同事業体構成団体の変更は原則として認めない。

オ　申請書は代表団体が提出すること。

(3)　参加機会に関する条件≪**失格事項**≫

本募集に対する申請は、１団体あたり単独または共同事業体構成団体のいずれか１申請のみとし、重複して申請することはできない。

４　申請の手続き

(1)　募集要項の配布

横須賀市のホームページからダウンロードしてください。

ＵＲＬ　https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

(2)　応募者説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を実施します。

ア　開催日時

令和３年６月 29 日（火）午後２時開始（受付は午後１時 30 分から）

イ　開催場所

消防第３会議室

ウ　参加申込み

説明会に参加をする団体は、件名を「追浜公園ほか２箇所指定管理者募集説明会申し込み」とし、必要事項を記入した所定の申込書を添付した電子メールを令和３年６月 28 日（月）午後１時までに申し込んでください。期限後の申し込みは受付しません。（電子メールが使用できない場合はご連絡ください）

送信先：　電子メール　kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp **（横須賀市公園管理課指定管理係　宛）**

エ　その他

説明会には募集要項、仕様書を持参してください。当日の配布は行いません。

説明会にて、現地見学会の希望を受付します。

(3)　現地見学会

応募者説明会に参加した団体に対し、希望した場合のみ、次のとおり現地見学会を実施します。

ア　開催日時

令和３年７月２日（金）午後１時開始

イ　集合場所

追浜公園管理事務所前集合（駐車場は有料）

ウ　見学場所

追浜公園、夏島都市緑地、夏島グラウンド

エ　参加申込み

現地見学会に参加を希望する団体は、応募者説明会時に、現地見学会申込票に、団体名、参加者氏名（１団体２名以内)、担当者連絡先を記入し、提出をして下さい。

(4)　質問について

応募説明会出席団体からの電子メールによる質問のみ受け付けます。電話、来訪などの個別の質問には対応しません。件名は「追浜公園ほか２箇所募集に関する質問」として下さい。(電子メールが使用できない場合はご連絡ください)

ア　受付期間

令和３年７月 20 日（火）から令和３年７月 22 日（木）までとします。

送信先：　電子メール　kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp **(横須賀市公園管理課指定管理係　宛)**

※　正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

イ　記載事項

質問内容、団体名、電話番号、担当者氏名を記述してください。

ウ　留意事項

募集要項及び仕様書（選考・審査に関する事項を除く。）以外の質問及び意見については回答しません。

エ　回答について

質問の内容及び回答は、ホームページ上で公表し、個別の回答は行ないませんので、あらかじめご了承ください。

回答掲載日時：令和３年８月２日（月）午前 10 時頃から順次掲載予定

ＵＲＬ　http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

(5)　申請書類提出方法

申請を行う団体は、必要な書類を次のとおり提出してください。

ア　提出期間

令和３年８月24日（火）から令和３年８月26日（木）まで

※　受付時間は、午前９時～正午、午後１時～午後５時です。

イ　提出場所

横須賀市環境政策部公園管理課（２号館６階）

〒238-8550　横須賀市小川町11番地（京急横須賀中央駅下車６分）

電話　046-822-9561

ウ　提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けします。(郵送、ファクス、電子メール等による提出はできません。)

提出する際は、２日前までに提出日時を公園管理課に電子メールで連絡してください。なお、提出後の文書差し替え等は行いませんのでご了承ください。

送信先：　電子メール　kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp （横須賀市公園管理課指定管理係　宛）

(6)　選考審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は、該当する申請を失格とし、選考の対象から除外します。

ア　神奈川県警察本部に照会した結果、横須賀市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合

イ　指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する照会又は要求等を申し入れた場合

ウ　本件募集に関して、選考委員又は関係する本市職員に対し、接触を求め又は接触した場合

エ　提出書類に虚偽の記載があった場合

オ　本要項に違反又は逸脱した場合

カ　提出書類等を提出期間内に提出しなかった場合

キ　その他の不正行為があった場合

５　提出書類等

(1)　申請に必要な書類

申請しようとする団体は、以下の書類を正１部、副６部（複写可、キ（団体の経営状況を説明する書類）は不要）の計７部を提出してください。また、イ（団体概要書（様式２））、キ（団体の経営状況を説明する書類）及びク（団体活動等を記録した書類）は更に５部提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

また、イ（様式２）・ウ(様式３)・ケ(様式５)・シ(様式６)・ス(様式７）・セ(様式８)・ソ(様式９)・タ(様式10)については電子データ（ＣＤ－Ｒ等に格納）も提出してください。

ア　指定管理者指定申請書（様式１）

（様式１－２　代表団体用）（様式１－３　代表団体以外用）

※　共同事業体を結成して申請する場合は、代表団体が申請者となります。

イ　団体概要書（様式２）

ウ　役員等氏名一覧（様式３）

※　登記簿に記載されている役員全てを記載してください。

役員等氏名一覧は、指定管理者選考のための審査並びに申請された団体及び当該団体の役員が、暴力団、暴力団経営支配団体又は暴力団の構成員でないことを確認するために神奈川県警察本部に照会する目的で使用します。

エ　団体であることを証する書類

(ｱ)　定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

(ｲ)　法人の場合は登記簿謄本、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合は同条第12項の証明書、その他の団体の場合は構成員名簿又はこれらに相当する書類

オ　団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

(ｱ)　申請の前事業年度の法人市民税領収書の写し（法人事業者に限る）

(ｲ)　申請の前事業年度の消費税納税証明書

※　横須賀市税の納付確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

申請団体所在地 （通常は本社を登記している場所）	横須賀市	県内他市 （横浜市など）	県　　外 （東京都○○区）
申請の前事業年度の 法人市民税領収書のコピー	× （本市が調査）	○	○
申請の前事業年度の消費税納税証明書	○	○	○

注）表中、○印を付した書類は申請団体から提出を求め、×印は書類の提出を求めないことを示します。

※　事業所を複数所有している事業者については、申請先（本社等）を基準として書類を提出してください。（事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。）

ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体全ての本社分の書類を提出してください。

カ　共同事業体協定書兼委任状（様式４）

共同事業体での申請の場合のみ提出してください。

キ　団体の経営状況を説明する書類

(ｱ) 法人税の確定申告を行っている団体

以下の書類について直近３か年分（直近３事業年度）を提出してください。

①　法人税の確定申告書の控えの写し

②　確定申告書別表の写し（税務署受付印のあるもの、確定申告の際に確定申告書に添付したすべての書類）

③　勘定科目内訳明細書

④　法人事業概況説明書

⑤　貸借対照表

⑥　損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）又は正味財産増減計算書

⑦　株主資本等変動計算書

⑧　附属明細書

⑨　財産目録又はこれらに相当する書類

⑩　登記簿謄本（複写可）

(ｲ) 上記(ｱ)以外の団体（申請時に設立から１年を経過していない団体を除く）

以下の書類について直近３か年分（直近３事業年度）を提出してください。

①　勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類

②　貸借対照表

③　損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）若しくは収支計算書又はこれらに相当する書類

④　附属明細書

⑤　財産目録又はこれらに相当する書類

⑥　登記簿謄本（複写可）

(ｳ) 申請時において、設立から１年を経過していない団体

①　設立時における貸借対照表又は財産目録

②　収支予算書

③　附属明細書

④　登記簿謄本（複写可）

ク　団体活動等を記載した書類（会社パンフレットなど）（任意様式）

ケ　管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式５）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

コ　労働基準確認書類（就業規則の写し、労働条件通知書のひな形、時間外労働・休日労働協定届（36協定届）の写し、労働保険概算保険料申告書の写し、社会保険料納入告知書（納付書）の写し）

※就業規則と時間外労働・休日労働協定届の写しは、労働基準監督署の受領印が押印されている頁のみ。社会保険料納入告知書は直近のもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

サ　障害者雇用確認書類（障害者雇用状況報告書の写し）

※障害者雇用状況報告書の写しは、ハローワークの受領印が押印されているもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

シ　事業計画書（様式６）

ス　実施予定表（様式７）

セ　人員配置計画書（様式８）

ソ　収支予算書（様式９　令和４年度～令和８年度）

タ　収支積算内訳書（任意様式　令和４年度～令和８年度）

チ　指定申請にかかる誓約書（様式10）

(2)　申請にあたっての留意事項

ア　申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

イ　申請に要する経費については、申請者の負担とします。

ウ　申請書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ　申請書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とさせていただきます。市所定様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査させていただきますので、十分にご注意ください。（特に、「団体の経営状況を説明する書類」については、不備があると審査結果に影響する場合があります。）

オ　提出された申請書類（ＣＤ－Ｒ等の記録媒体を含む）は、理由の如何にかかわらず返却しません。

カ　申請書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第４号）に基づく開示請求対象の公文書となります（詳細は、８ページ　６－(2)「申請団体名等の公表」を参照)。

６　候補者の選考

(1)　選考方法

応募団体のうち、次の要件について、必要と認める申請基準を満たす団体の中から、評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

なお、選考にあたっては、指定管理者として選考する団体の最低基準を次のとおり設定します。したがって、選考委員会で全委員の評価点合計が最低基準に満たない場合、申請団体の中で最高得点の団体であっても、指定管理者として選考されない場合があります。

最低基準　・基礎項目評価の合計点が 65 点以上
・提案評価の「(１)法令遵守」「(２)施設管理」「(３)利用者への配慮」「(４)リスクへの対応」の各項目の選考委員全員の合計点が５点以上
・総得点が満点の 60%以上

選考は「追浜公園等指定管理者選考委員会」において次の方法により行います。

ア　資格審査

本要項の申請資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、本審査の対象とします。

イ　本審査

(ｱ)　方法

書類、プレゼンテーション（10月上旬を予定）及び質疑による審査を行い、最も優れていると認める団体を選考します。プレゼンテーションとその質疑を含む選考委員会は、財務状況など申請団体の評価に関する意見交換等を除き公開します。なお、基礎項目評価の合計点が65点未満の場合は、その時点で不合格とし、プレゼンテーションへ進めないものとします。

※　プレゼンテーションの日時・場所については、申請者へ後日連絡します。

(ｲ)　選考結果の通知

選考結果の通知については、全ての申請者に書面により通知します。なお、共同事業体を結成して申請した場合は、代表団体宛に通知します。

また、選考された団体に対しては、協定締結に関する手続きについても、併せて通知します。

(2)　申請団体名等の公表

選考結果については、ホームページ等で公表します。

ア　公表される情報

指定管理者指定申請（応募）をした場合は、選定されなかった団体※も含め、①申請団体名、②申請団体の概要（代表者、資本金、従業員数など)、③選考順位、④総得点、基礎項目評価点（合計点のみ）及び提案評価点（合計点及び各項目の得点)、※総得点及び提案評価点は選考委員全員の合計点とします。⑤選考委員会の総評、⑥管理運営費提案額（管理

経費提案額）を公表します。

また、申請書類（上記①～⑥を除く情報）は市民からの公文書公開請求の対象文書となり、請求があった場合は当該団体に公開の可否を照会したうえで、非公開情報を除き公開します。

イ　公表の時期

市議会における指定議案の議決後に公表します。

※公開プレゼンテーション開催日の１日前以後（土・日曜日及び祝日を除く）に辞退した場合、公開プレゼンテーションへの参加の有無に関わらず、上記アに定める情報を公表します。基礎項目評価が最低基準点に満たず、プレゼンテーションに進めなかった団体も公表の対象となります。

7　選考基準

指定管理者の選考基準は、次のとおりです。評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

１　基礎項目評価

<table>
<tr><td rowspan="2">項目</td><td colspan="4">評価基準</td></tr>
<tr><td colspan="4">得点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（１）財務状況</td><td>優</td><td>可</td><td colspan="2">劣</td></tr>
<tr><td>50</td><td>25</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）管理実績</td><td>同種
指定管理</td><td>同種施設or
他指定管理</td><td colspan="2">実績なし</td></tr>
<tr><td>30</td><td>15</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（３）労働基準</td><td colspan="2">不備なし</td><td colspan="2">不備あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">20</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（４）障害者雇用</td><td colspan="2">達成</td><td colspan="2">未達成</td></tr>
<tr><td colspan="2">20</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（５）所在地区分</td><td>市内</td><td colspan="2">準市内</td><td>それ以外</td></tr>
<tr><td>30</td><td colspan="2">15</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="5">計：最高150点（65点未満不合格）</td></tr>
</table>

※共同事業体での申請の場合、得点は各団体の得点の平均値となります。

２　提案評価

<table>
<tr><td rowspan="2">項目</td><td colspan="3">評価基準</td></tr>
<tr><td colspan="3">得点</td></tr>
<tr><td></td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr>
<tr><td>（１）法令遵守</td><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">0</td></tr>
<tr><td>関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、</td></tr>
</table>

個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。			
（２）施設管理 仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。また、施設管理を行う中で生じる施設課題に適切に対応し安全で快適な環境が確保されるか。	10	5	0
（３）利用者への配慮 利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われるなど、利用者の公平性が確保されるとともに、利用者からの声を反映する仕組みが確保されるか。	10	5	0
（４）リスクへの対応 事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられるか。	10	5	0
（５）障害者及び男女共同参画への配慮 障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮、及び女性の雇用やワークライフバランスの実現に向けた取り組みなど男女共同参画への配慮が見込まれるか。	10	5	0
（６）地域貢献 地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。	10	5	0
（７）人員体制 必要人員の確保、適正な配置及び研修などの人材育成は十分に計画されているか。人件費の設定は適切か。	10	5	0
（８）利用者への対応 上記（３）のほか施設利用者や近隣住民などからの苦情・要望に対し、真摯に対応し、解決策を提示・実行できる体制が確保されるか。	20	10	0
（９）スポーツ振興 横浜DeNAベイスターズの本拠地となっている横須賀スタジアム等を生かし、市のスポーツ拠点として地域及び市全体のスポーツを振興することができる事業が具体的に企画・提案されているか。 特に、追浜地区の活性や平日の利用促進、広報・PRについて、効果的な取組みが見込まれるか。	20	10	0
(10) 施設の目的に即した総合運営	20	10	0

利用者の安全確保、緊急時の救急対応など、運動施設の安全な運営管理や、利用者の視点に立った有料公園施設の運営管理について、ノウハウを有しているか。また、運動施設や競技ルール（特にプロ野球特有の整備状況等）に精通した人材を確保しているか。			
（11）施設の維持管理 運動公園施設や遊具施設の安全性に十分な配慮を行えるか。また、それらの長寿命化を視野にいれた維持修繕に精通し、実行できるか。 植栽管理に精通した人材を確保しているか。	20	10	0
（12）ドッグランの運営 ドッグランの運営体制について、利用者が安心して使用できる環境を作れるか。また、利用者や管理人などがドッグランの利用や犬についての理解を深めることができる機会を提供できているか。	20	10	0
（13）指定管理料 指定管理料の削減が見込まれるか。また、経費の削減分を活用した市民サービスなどの有効活用が見込まれるか。	20	10	0
計：最高950点（190点×５人）			

合計：最高1,100点

８　指定管理者が行う業務

(1)　追浜公園ほか２箇所の施設及び設備の運営に関すること。

(2)　追浜公園ほか２箇所の施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関すること。

(3)　追浜公園ほか１箇所で行う都市公園条例第９条第１項第２号に基づく公園内行為許可に関すること。なお、有料広場（夏島グラウンド）については市で許可を行う。

(4)　追浜公園ほか２箇所で行う新設施設等の式典補助に関すること。

(5)　追浜公園ほか２箇所の紹介に関すること。

(6)　追浜公園ほか２箇所の施設及び設備の維持管理に関すること。

(7)　追浜公園内硬式野球場の無線 LAN 環境の整備運営に関すること。

(8)　その他市長が定める業務

※　業務の詳細については、「追浜公園ほか２箇所公園及び有料広場管理業務仕様書」及び各施設の「管理運営基準書」を参照してください。

９　上記８の業務に付随して行う業務

(1)　公園内行為許可に伴う使用料、有料公園施設使用料、有料広場使用料、駐車場使用料の収納に関すること。

(2)　公園施設管理許可による施設（以下「管理許可施設」）の管理運営に関すること（追浜公園）

ア　下表の管理許可施設は、指定管理者決定後、都市公園法第５条第１項及び都市公園条例第13 条（2）により、公園施設管理許可による管理をお願いします。管理許可施設の詳細は、資料３「施設概要」を参照してください。

イ　公園施設管理許可は、指定期間中、毎年度、更新申請が必要です。

ウ　公園施設管理許可による本市へ納める公園使用料は、都市公園条例第 20 条に基づく額とします。支払方法は、毎年度当初の一括払いを原則としていますが、本市及び指定管理者による協議のうえ、別途、年度協定で定めるものとします。

エ　管理許可施設の管理運営にかかる経費には、指定管理料は充当できません（独立採算です）。ただし、管理許可施設からの収入も指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です（ただし、剰余金を指定管理施設の管理運営にかかる経費に充てることは可能です）。

オ　管理許可施設の管理運営に係る収支を、施設ごとに毎月記録し市へ報告してください。

公園名	施設名
追浜公園	売店

(3)　自動販売機の設置に関すること。

利用者の利便性を図るため、指定管理者の責任において自動販売機を設置し、飲料等の提供を行ってください。設置の条件等は、資料１　追浜公園ほか２箇所公園及び有料広場管理業務仕様書に記載のとおりとします。

10　管理の基準

(1)　有料公園施設及び有料広場の供用日及び供用時間

<table>
<tr><th>公園及び広場名</th><th colspan="2">有料公園施設種類及び広場種類</th><th>供用日</th><th colspan="2">供用時間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">追浜公園</td><td colspan="2">硬式野球場
室内投球場
庭球場</td><td>1月4日から12月28日まで</td><td colspan="2">午前8時30分から午後9時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">駐車場</td><td>公園駐車場</td><td>通年</td><td colspan="2">午前5時から午後9時30分まで</td></tr>
<tr><td>臨時駐車場</td><td>指定管理者が定める日</td><td colspan="2">指定管理者が定める時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">夏島都市緑地</td><td colspan="2" rowspan="2">ドッグラン広場</td><td rowspan="2">1月4日から12月28日まで</td><td>1月、2月及び12月</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr>
<tr><td>3月から5月ま</td><td>午前9時から午後6</td></tr>
</table>

			で及び9月から11月まで	時まで
			6月から8月まで	午前9時から午後7時まで
夏島グラウンド	スポーツ及びレクリエーション広場	1月4日から12月28日まで	1月から3月まで及び10月から12月まで	午前8時30分から午後5時まで。
			4月から9月まで	午前8時30分から午後7時まで

※都市公園条例（昭和 34 年 4 月 1 日横須賀市条例第 18 号。）及び有料広場条例（平成 29 年 3 月 29 日横須賀市条例第 23 号。）に従わなければなりません。

※休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日です。休業日：12 月 29 日から 1 月 3 日まで。（但し、施設により異なる場合があります。）

※供用日の変更（整備等による休日）及び時間の延長等を実施する場合は、市の承諾を得なくてはなりません。

(2)　施設使用の制限に関する事項

使用の制限に関する事項については、その都度、市と協議を行うものとします。

(3)　施設使用の許可

都市公園条例及び都市公園条例施行規則、有料広場条例に従い、指定管理者が有料公園施設及び有料広場の使用を許可するものとします。

(4)　業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはいけません。

ただし、業務の効率性等を考慮し、業務の一部を第三者に委託することができますが、その場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければなりません。

(5)　遵守すべき法令等

ア　都市公園法、都市公園法施行令・都市公園法施行規則

イ　地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

ウ　労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

エ　都市公園条例、都市公園条例施行規則

オ　有料広場条例、有料広場条例施行規則

カ　その他、業務に関係する法令等

(6)　個人情報の保護

指定管理者は、横須賀市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、指定管理業務における個人に関する情報の取扱いの基本的事項について、個人情報保護規程を定めていただきます。

なお、個人情報の取扱いにあたっては、情報の適切な管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

(7)　情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開規程を定め、適正な情報公開を行うこととします。

(8)　行政手続

指定管理者は、追浜公園ほか２箇所に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、横須賀市行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、施設使用の申請に対する許可の審査基準、許可の取消しの不利益処分の基準（処分基準）を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、各施設において公表することとします。

(9)　文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理しなければなりません。

(10)　守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはいけません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様です。

(11)　災害対応等

災害等発生時に備え、対応マニュアルを作成いただき、業務従事者に対して訓練や研修を実施しなければなりません。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力していただきます。

(12)　その他の管理の基準

新たに指定管理者が施設（ベンチや遊具など）を設置する場合、市と事前協議のうえ、市が定める申請書を提出し、許可を受けなくてはなりません。

11　指定期間

令和４年４月１日から令和９年３月 31 日まで（５年間）

12　施設の使用料等

施設の使用料等は市の収入とし、指定管理者は追浜公園ほか２箇所の管理に要する経費は、本市が支払う指定管理料によって賄うものとします（指定管理料については、下記 13「指定管理料」を参照）。

13　指定管理料

指定期間中の指定管理料の額については、次の上限額の範囲内で提案してください。（自主事業※1を計画する場合は、自主事業によって生じた剰余金を管理経費に充てることは可能です。その場合は、当該剰余金の想定額を考慮して指定管理料をご提案ください。ただし、自主事業にかかる経費は施設管理経費に算入することは出来ません。）

なお、この上限額には自動販売機設置業務※2に係る収支は含まれておりませんので、提案額算出の際には、管理経費総額から「自動販売機設置業務収入からの充当分」を差し引いてくだ

さい。

提案上限額　　642,310 千円

（年度別上限額　　令和４年度　128,462 千円、令和５年度　128,462 千円、
令和６年度　128,462 千円、令和７年度　128,462 千円
令和８年度　128,462 千円）

指定管理料は、本市市議会の議決を得て債務負担行為を設定し、指定期間中の指定管理料総額を確保します。

なお、指定管理料は原則として精算しません。

指定管理料の支払方法は、別途年度協定で定めるものとします。

※[1]　「自主事業」については、下記 23　(1)「自主事業」を参照してください。

※[2]　「自動販売機設置業務」については、上記９（3)「自動販売機の設置に関すること」を参照してください。

14　物品の帰属等

市が指定管理者に無償で貸与する物品は資料５のとおりです。

指定管理者は、市が貸与する物品について、別途定める帳簿を備え、本市物品会計規則及び関係法令に基づいて管理を行うものとします。

なお、指定管理施設において使用する物品の50万円以下の交換（購入）及び修繕は、指定管理者が行うこととし（指定管理料の充当可)、交換又は修繕した後の所有権は市に帰属することとします。

管理許可施設において使用する物品は、(本市が貸与する物品を除き）指定管理者の費用により用意することとし（指定管理料の充当不可)、指定管理者の費用により用意した物品と本市が貸与する物品の交換（購入）及び修繕についても、指定管理者が行うこととします（指定管理料の充当不可)。なお、本市が貸与する物品を修繕した場合には、物品の所有権は引き続き市に帰属することとし、本市が貸与する物品を交換（購入）した場合には、物品の所有権は指定管理者に帰属することとします。また、本市が貸与する物品を交換（購入）又は廃棄する場合には、交換（購入）又は廃棄にかかる費用は全て指定管理者の責任と費用により行い（指定管理料の充当不可)、あらかじめ市の承認を得ることとします。

※交換とは、当該物品自体を入れ替えることをさし、部品の交換等は修繕に該当します。

15　施設修繕に係る経費

管理施設等の修繕については、１件につき50万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下のものは指定管理者が行うものとします。

16　横須賀市と指定管理者の責任分担

項　目	内　　容	市	指定管理者(応募団体)	備　考
応募	応募（申請）に関して必要となる費用		○	
協定締結に至ら	応募に関して負担した費用及び生じた損		○	

なかった場合	害			
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
不履行	市が協定内容を不履行	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	
経費の増大･増加	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○	
	市側の要因による運営費用の増大	○		
	人件費､物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	注１
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（本項目の上記内容を除く）	○		
作成書類の誤り	市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○		
	指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○	
利用者･住民対応	指定管理業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○	
施設・設備・備品等の損傷	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が 50 万円以下のもの（指定管理料の充当可）		○	
	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が 50 万円を超えるもの	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○	
	管理許可施設の備品の損傷（指定管理料の充当不可）		○	
	相手方は特定できるが相手方に支払能力がない場合	△	△	双方協議
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	○		
備品･消耗品の購入	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が５万円以下のもの		○	
	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が５万円を超えるもの	○		
	消耗品の購入		○	

都市公園条例に基づく使用許可	占用・設置・行為・広告の許可	○		
	上記許可の現地監督業務		○	
	公園使用料減免の許可	○		
	有料施設使用許可		○	
保険の加入	業務運営上必要な保険への加入		○	
施設の改修工事	業務運営上必要となる改修工事	○		
事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	
	施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（騒音、振動、悪臭の発生等）		○	
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
	上記以外の場合	△	△	双方協議
業務終了時の経費	指定期間の満了又は指定期間途中における指定取り消しに伴う撤収費用		○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△	△	双方協議
新型インフルエンザ等の感染症による影響	新型インフルエンザ等の感染症による指定管理業務及び指定管理に関する収支等への影響に係る負担等	△	△	双方協議

注１ 光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。

※　上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとします。

17　事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

(1)　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

もし、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者が共同事業体で、その構成団体の一部（代表団体を除く）が業務の継続が困難となった場合には、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあります。

(2)　指定が取消された場合等の賠償

上記により指定管理者の指定が取消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市にそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。

(3)　指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

18　指定及び協定の締結

(1)　指定手続き

選考された団体については、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横須賀市議会に対して提出し、議決された場合に指定管理者として横須賀市長が指定します。指定にあたっては、当該団体に対し文書で通知します。

横須賀市議会への提出は令和３年12月定例議会を予定しています。

なお、議会の議決を経たうえで指定管理者として決定することになりますのであらかじめご承知置きください。

(2)　協定の締結

指定管理者に指定された団体は、市と協議の上、基本協定を締結します。

また、基本協定の締結後に、事業年度毎の協定を締結します。

なお、協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

19　業務を実施するにあたっての留意点

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

(1)　関連法令等の規定に基づいた運営を行うこと。

(2)　公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

(3)　指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。

(4)　指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。

(5)　指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること。

(6)　募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。

(7)　市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができること。

20　事業報告書等の提出について

(1)　指定管理者は、月毎の管理業務の運営状況について市が指定する様式により、翌月15日までに報告してください。

(2)　指定管理者は、応募時に提出した実施予定表に基づき、四半期ごとに提案事業等の実現状況を自己評価した実施予定表及びその他報告に必要な書類を各四半期終了後の翌月15日までに

報告してください。また、年に１度、市は提案事業等の実現状況について評価を行います。実施予定表及びその評価については、次期指定管理者選考の際に、参考資料として選考委員会へ提供いたしますので、あらかじめご承知おきください。

(3)　指定管理者は、会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を５月25日までに報告してください。

(4)　上記の事業報告書等について、市が決算報告等で公表する必要があると認める場合には、事業報告書等の内容を市が無償で使用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。

21　事業の引継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行っていただきます。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるようにしてください。

また、指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータを提供しなければなりません。

22　スケジュール

令和３年６月24日（木）	募集要項配布
６月29日（火）	応募者説明会
７月２日（金）	現地見学会
７月20日（火）～７月22日（木）	質問受付
８月２日（月）～	質問に対する回答（順次）
８月24日（火）～８月26日（木）	募集（申請受付）期間
10月上旬（予定）	ヒアリング及びプレゼンテーション
11月上旬（予定）	選考評価
11月（予定）	選考結果の通知
12月（予定）	指定管理者指定議案の提出
12月（予定）	指定管理者の指定、告示
令和４年１月～３月（予定）	基本協定の締結、引継ぎ等
４月１日（金）	年度協定締結、施設の管理開始

23　その他

(1)　自主事業

指定管理者は、追浜公園ほか２箇所の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

ただし、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。

また、当該自主事業の提案時には、様式６「事業計画書」に記載し、自主事業の管理経費についても任意の様式または様式６「事業計画書」に記載すること。

(2)　実績数値の公表

地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、そ

の内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3)　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する対応について

平成 28 年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、横須賀市では「横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下、「対応要領」）」を定めています。指定管理業務の実施に当たっては、対応要領に沿った対応をしてください。

また、障害のある方から求めがあった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮（講演会等の行事に手話通訳者や要約筆記者を配置すること等）を行うことが法的義務（民間事業者は努力義務）となっていますので、以下のとおり対応してください。

ア. 仕様書等に規定する指定管理業務については、合理的配慮の提供は法的義務となります。
　経費は、市の負担となります。

イ. 自主事業については、合理的配慮の提供は努力義務となります。
　経費は、指定管理者の負担となります。

(4)　観光立市推進アクションプランについて

本市では、観光で地域経済を活性化させるため、平成 29 年度から観光立市推進アクションプランに基づいた取り組みを進めております。指定管理業務の実施にあたっては、このプランの趣旨を踏まえた対応に努めてください。（例：施設内での観光パンフレットの配架、観光ポスターの掲示、公衆無線ＬＡＮの整備等）

(5)　ウェブアクセシビリティについて

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を発信する場合は、すべての人が適切に情報を得られるよう、アクセシビリティに配慮してください。

(6)　市内優先調達

本市では、平成 26 年度から市内経済の活性化を図るため、市にゆかりのある企業の製品を優先調達したり、地元事業者に優先的に事業を発注したりする取り組みを行っております。本件業務の実施にあたっては、この取り組みの趣旨を踏まえた対応に努めてください。

≪添付様式≫

指定管理者指定申請書（様式１－１）

（様式１－１－２　代表団体用）（様式１－１－３　構成グループ（団体）用）

指定管理者指定申請書（夏島グラウンド）（様式1－２）

（様式１－２－２　代表団体用）（様式１－２－３　構成グループ（団体）用）

団体概要書（様式２）

役員等氏名一覧（様式３）

共同事業体協定書兼委任状（様式４）

管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式５）

事業計画書（様式６）

実施予定表（様式７）

人員配置計画書（様式８）

収支予算書（様式９）

指定申請にかかる誓約書（様式 10）

問合せ先
横須賀市環境政策部公園管理課

〒238-8550　横須賀市小川町11番地
電話　046-822-9561
FAX　046-821-1523